

『食の魅力』発見商談会 2025 出展規約

1. 規約の履行

『食の魅力』発見商談会 2025 は、出展申込者の出展申込を主催者（リッキービジネスソリューション株式会社と主催銀行）が受理した時点で、正式な申し込みが完了したものとします。

出展者には、以下に述べる規約および、主催者から提示された「出展者募集資料」に記載されている事項を遵守していただきます。

万一、これらに違反していることが明らかになった場合、主催者は判断根拠などを公表することなく、その時期を問わず出展の取消しをすることができます。出展料は一切返還いたしません。また、出展の取消し等によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

2. 出展資格

出展者は主催者が定める「『食の魅力』発見商談会 2025」の開催趣旨に合致する法人および団体とします。主催者は出展基準にしたがって出展申込書等の提出書類について出展審査を行い、出展申込者が出展基準を満たしていることを確認する権利を有します。提出書類に虚偽の記載があった場合、主催者は出展を取り消すことができます。この場合も出展料は一切返還いたしません。

3. 出展の解約

出展者の事情により出展の解約をする場合は、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

解約の期日	キャンセル料
2025年5月4日（日）から6月3日（火）まで	出展料（登録料）の50%
2025年6月4日（水）以降	出展料（登録料）の100%

出展者が既に支払った金額が上記キャンセル料相当金額を超えている場合は、主催者より超過分から振込手数料を引いた金額を返還します。

4. 損害賠償責任

- 1) 主催者は、いかなる理由によっても出展者およびその従業員・関係者がバイヤー等との間で行なった取引、商談等から発生した損害に対し、一切の責任を負いません。
- 2) 主催者は、自然災害その他やむをえない原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
但し、この場合主催者の判断により、出展料の全部または一部を返還する場合があります。
- 3) 主催者は、自然災害・交通機関の遅延、社会不安、通信機器・通信回線・商用ネットワーク・コンピュータ等の障害などによって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。

5. 出展規約の改定

本出展規約は、より良い運営を行うために、主催者の判断により一部変更することがあります。

以上